外貨建債券・外貨建貸付金等	債券に係る先物取引（売建）	時価×取引単位×契約数量
	債券に係るオプション取引（プット買）	行使価格×取引単位×契約数量
為替リスクを含むもの	外国通貨に係る先物取引（為替予約を含む。）（売建）	時価×取引単位×契約数量
	外国通貨に係るオプション取引（プット買）	行使価格×取引単位×契約数量

備考

一　デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っている場合において、当該デリバティブ取引に関して、次のイからニまでの全ての要件を満たすときその他これに準ずる基準によりヘッジの有効性が確認できるときには、当該デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果を認める。

イ　特別勘定以外の資産又は負債（子会社等への出資及び貸付金を除く。）の価格変動等に関し、リスクヘッジを目的として行われたデリバティブ取引（以下「ヘッジ取引」という。）であること。

ロ　ヘッジ取引が理事会の定めるリスク管理方針に従うものであること。

ハ　ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係があらかじめ明確化されていること。

ニ　ヘッジの有効性の確認において、ヘッジ開始時及びヘッジ開始後（少なくとも毎事業年度末）において、ヘッジ対象となる資産又は負債とデリバティブ取引の原資産とのβ値（直近の資産構成割合に基づく過去六十月の月次データ）が〇・五から二までの範囲内であること（デリバティブ取引の原資産を使用してβ値を測定することが適当でない場合には、原資産に代えて株式指数等を使用することができるものとする。）。ただし、次に掲げる場合には、ヘッジの有効性の確認を省略できる。

(1)　国内株式及び外国株式について、リスク対象資産と同一の個別銘柄を原資産とするデリバティブ取引でヘッジを行っている場合

(2)　邦貨建債券及び外貨建債券・外貨建貸付金等について、リスク対象資産（債券及び貸付金）と同一の通貨の金利に対する先物取引及びオプション取引でヘッジを行っている場合

(3)　為替リスクを含むリスク対象資産について、資産及び負債の種類にかかわらず、ヘッジ対象と同一通貨の先物為替予約及び通貨オプションでヘッジを行っている場合

二　前号の場合において、認められるデリバティブ取引によるリスクヘッジの効果の額は、表の上欄に掲げるリスク対象資産の区分に応じて同表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により算定した対象取引残高の額とする。

別表第六（第六条第三項関係）

分散投資効果の額は、別表第四の上欄に掲げるリスク対象資産の貸借対照表計上額（デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められる場合として前表に掲げる場合に該当するときは、当該リスク対象資産の貸借対照表計上額を限度として同表備考第二号のリスクヘッジの効果の額を控除した額。以下「リスク対象資産相当額」という。）にそれぞれ別表第四の下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額に、次に掲げる算式により計算した分散投資効果係数を乗じた額とする。

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^{6}\sum_{j=1}^{6} X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^{6} X_i \delta_i}$$

X_i　リスク対象資産の構成割合（当該リスク対象資産相当額が、全てのリスク対象資産相当額を合計した額に占める割合をいう。）

δ_i　別表第四に掲げるリスク係数

ρ_{ij}　リスク対象資産 i とリスク対象資産 j とのリスクの相関係数として次に定めるもの

相関係数

ρ_{ij}	リスク対象資産：J	1 国内株式	2 外国株式	3 邦貨建債券	4 外貨建債券・外貨建貸付金等	5 不動産	6 為替リスクを含むもの
リスク対象資産 i	1 国内株式	一・〇〇	〇・五〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
	2 外国株式	〇・五〇	一・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
	3 邦貨建債券	〇・〇〇	〇・〇〇	一・〇〇	〇・五〇	〇・二五	〇・〇〇
	4 外貨建債券・外貨建貸付金等	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・五〇	一・〇〇	〇・二五	〇・〇〇
	5 不動産	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・二五	〇・二五	一・〇〇	〇・〇〇
	6 為替リスクを含むもの	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	一・〇〇

別表第七（第六条第四項関係）

リスク対象資産の区分		リスク係数			
		ランク1	ランク2	ランク3	ランク4
貸付金、債券及び預貯金		〇%	一%	四%	三十%
証券化商品		〇%	一%	十四%	三十%
再証券化商品		〇%	二%	二十八%	三十%
短資取引		〇・一%			三十%

備考

一　リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金及びクレジットデフォルトスワップ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引をいう。以下同じ。）を除く。

二　貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。

三　貸付金、債券及び預貯金のうち、証券化商品及び再証券化商品については、貸付金、債券及び預貯金から区分して、それぞれのリスク対象資産の区分のリスク係数を使用する。

四　証券化商品とは、主に金融資産を原資産とし、その原資産に係る信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、次のイからハまでに掲げるものを除くこととし、当該資産については、貸付金、債券及び預貯金の欄に掲げるリスク係数を適用する。

イ　我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業が発行し、又は保証する債券

ロ　最上位格付を有する国の中央政府、政府関係機関及び地方公共団体等が発行し、又は保証する債券

ハ　その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券